



廃棄物処理法改正に係る非常災害時における 一般廃棄物処理計画に規定すべき事項について

令和 8 年 9 月
災害廃棄物対策室



災害廃棄物処理計画の標準的な構成

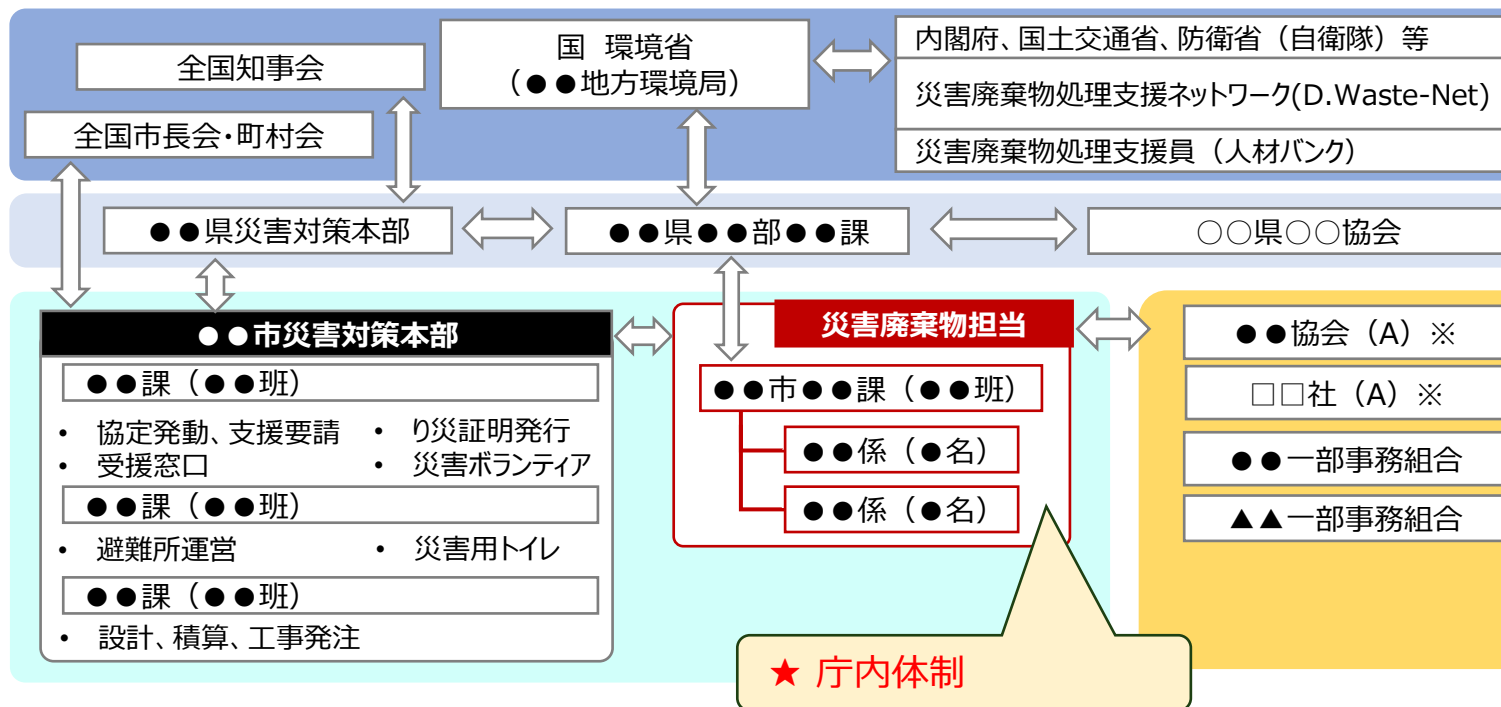
計画に定める事項（例）

★は規定の優先度が高い事項

（大項目）	（小項目）
庁内体制の確立	★庁内体制、外部支援を要請する業務内容、業務遂行に必要な機材
スケジュール検討	災害廃棄物処理（初動期～応急対応～復旧期）のタイムラインや処理スケジュール
発生量推計	★地震災害だけでなく、水害や土砂災害の想定も記載 災害廃棄物発生量推計の根拠（推計式、原単位、条件（組成割合等）、推計値）
広報	災害廃棄物の分別種類、住民・ボランティア等への周知方法、平時／災害時の広報内容
片付けごみ対応	片付けごみの回収方針・回収方法、正式案内まで搬出を控えるよう周知
仮置場の確保・設置	★仮置場候補地の事前選定（必要面積、候補地面積、候補地場所、被災リスク） （※なお、候補地の場所について、計画へ明記するかは地域の実情による）
仮置場の管理・運営	★仮置場の運用に当たり必要な人員、資機材の確保方法 仮置場候補地の形状に応じた配置・レイアウト
処理・処分	★平時における災害廃棄物処理に関する情報把握（処理体制・処理施設、対象品目等） 災害廃棄物の種類ごとの処理方法や処理フロー（仮置場運用、中間／最終処分先）
計画の点検・共有・改定	平時からの計画の点検、災害時における処理計画の活用 ★災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度を計画に記載
関係者との連携	★支援協定締結先等の支援要請先・支援内容に関する情報 ★再委託及び再々委託の活用方針について
人材育成	職員の人材育成方法
し尿対策	仮設トイレ等から排出されるし尿の回収方針・回収方法、処理フロー

※令和8年度末を目途に、災害廃棄物対策指針、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン等を改定し、検討すべきポイントの情報提供や優良事例を周知。これらの資料を活用し、専門支援機関により、自治体への計画策定・改定支援を実施。

庁内体制の確立、関係者との連携



★ 再委託、再々委託を想定する場合には、記載団体等が再委託、再々委託を活用して処理する旨の方針を記載

※処理遂行にあたっては、廃掃法第6条の2第3項及び第5項、施行令第4条及び第4条の3の委託の基準に従い、再委託、再々委託を活用して処理を実施する

★ 庁内体制

災害支援協定の名称	協定締結先の名称	支援内容	連絡先（電話番号）
	[記入例] 〇〇県、 〇〇県産業資源循環協会 等	[記入例] 収集運搬車両の手配、 仮置場の運営管理 等	

★ 支援協定締結先等の支援要請先、支援内容の情報

★ 外部支援を要請する業務内容

応援要請業務	[記入例] 仮置場の受付・分別指導、災害ごみの収集運搬、公費解体の受付 等
必要な機材等	[記入例] 重機（バックホウ）、ごみ収集車、トラックスケール、仮設トイレ 等

★ 業務遂行に必要な機材

発生量推計、処理・処分

想定災害

本計画で対象とする災害は、地域防災計画で示された地震災害及び風水害、その他自然災害であり、地震災害については地震の揺れにより生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事などの被害を対象とする。
風水害については、大雨、台風、集中豪雨などによる洪水、浸水、冠水、竜巻・突風などの被害を対象とする。

★ 地震及び水害に対する被害想定

発生量推計

避難所ごみ発生量 (t/日) = 避難者数 (人) × 1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人・日) ÷ 1,000,000
し尿収集必要量 (L/日) = 災害時におけるし尿収集必要人数 (人) × 1.7 (1日1人平均排出量 (L/人・日))
片付けごみ発生量 (t) = (被害総数が1,000棟未満の時) 水害、土砂災害 : 500 t、地震、地震 (津波) : 700 t
(被害総数が1,000棟以上の時) 水害、土砂災害 : 棟数 × 1.7、地震、地震 (津波) : 棟数 × 2.5

出典 : 災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-3】、市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート【北海道版】

★ 地震及び水害に対する発生量推計

避難所ごみ発生量 (t/日)	処理対象物し尿収集必要量 (L/日)	片付けごみ発生量 (t)

既存施設情報

施設名・事業者	処理対象物	処理能力 ／平時処理量	連絡先 (電話番号)
[記入例] 〇〇グリーンセンター (一部事務組合) 〇〇最終処分場	[記入例] 可燃ごみ、粗大ごみ、し尿	[記入例] 〇t/日 / 〇t/日]	

★ 平時における災害廃棄物処理に関する情報把握
(処理体制・処理施設、対象品目等)

仮置場の確保・設置、管理・運営

仮置場候補地

(求められる仮置場の必要条件)

災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うため、仮置場候補地については、次の事項を考慮して選定するものとする。

1 十分な面積及び地形条件の確保

仮置場は、災害廃棄物の受入れ、分別、保管、搬出等の作業を安全かつ効率的に実施できるよう、必要な面積を有する土地を選定する。特に、搬入車両及び重機の運行スペースを確保するとともに、廃棄物の品目ごとの分別保管が可能な規模を確保する。

2 所有形態及び土地利用への配慮

仮置場は発災後速やかに開設する必要があることから、市有地、県有地及び国有地など、行政が利用調整を行いやすい公有地を優先して候補地とする。また、仮置場閉鎖後の原状復旧に要する負担や地域への影響を考慮し、農地や学校の校庭等、復旧に多大な時間や費用を要する土地は原則として候補地から除外する。

3 周辺環境及び二次災害リスクへの配慮

仮置場の選定に当たっては、周辺の住環境や生活環境への影響を考慮し、住宅地、病院、福祉施設等への影響ができる限り小さい場所を選定する。また、浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用し、洪水、高潮、土砂災害等による二次災害の危険性が低い場所を優先する。

★ 仮置場の必要面積

<仮置場候補地>

場所 (施設名)	所在地 (住所)	面積	搬入対象物	搬入量 (予定)
[記入例] 〇〇公園グラウンド、 〇〇公民館駐車場		[記入例] 〇m ²	[記入例] 可燃ごみ、粗大ごみ、畳、 不燃物、ガラス、陶器、 家電、コンクリート殻、瓦	[記入例] 〇t

★ 仮置場候補地の事前
選定
(計画に場所を明記するかどうかは地域の
実情による)

管理・運営方法

- 1 分別指導や重機オペレーターなどの実作業、運営に必要な資機材等は、協定の活用も含め、民間事業者や外部支援に委ねることも検討する。

★ 仮置場運用に必要な
人員、資機材の確保
方法

計画の点検・見直し

本計画は、毎年点検のほか、概ね5年ごとに改定を行うものとする。その他、関連法令、国・県の指針、地域防災計画及び被害想定、改定状況、災害対応の実績や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。また、大規模災害の発生後には、対応結果や課題を検証し、その結果を計画へ反映することで実効性の向上を図る。

★ 計画の改定頻度

より具体的な検討に向けて参考にする資料

災害時初動対応を検討する際には、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」や、「災害廃棄物対策指針_技術資料」（下記）も参考にする。

技 7-1「組織体制図（例）」

技 8-6「協定の活用方法（例）」

技14-2「災害廃棄物等の発生量の推計方法」

技17-1「必要資機材」

技17-3「収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項（片付けごみの回収戦略について）」

技18-3「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」

技18-4「仮置場の運用に当たっての留意事項」

技19-1「損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項」